

補助内容		補助率	限度額 (万円)							
歴史的建造物 (建築物単体)	(1) 外観を修景基準及び景観形成基準により修景又は保全する経費 (2) 保存上構造的な修理が必要となる場合はその経費	2/3	300							
	建造物自体の保存のため緊急措置に係る経費	2/3	100							
非歴史的建造物 (建築物単体)	ファサードを修景基準及び景観形成基準により修景又は保全する経費	1/3	100							
建築物の付帯工作物及び景観形成重要工作物	門、塀、日除け等の外観を修景基準及び景観形成基準により修景する経費	2/3	100							
	構造物保全のため必要となる防火設備を設置する経費	2/3	30							
	修景上必要な物件の移転、除去及び復旧する経費	2/3	10							
町並み保存建造物 (建築物単体)	建造物自体の保存のため緊急措置に係る経費	1/2	50							
景観ブロック内に連担する3棟以上が補助事業を行う場合に限り、次の一体的事業の経費 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">               (1) 前庭の処理                建造物の復元や後退による前庭空間を歩道と一体となる舗装、調度品等を設置する経費                (2) ファサードや工作物のデザイン経費                景観ブロックのファサードや日除け、看板等の工作物デザイン経費                (3) 蔵等紹介のプレートの設置                景観ブロックの各建造物の由来や特徴を示すプレートの設置の経費                (4) 自動販売機の修景                自動販売機を設置する場合、その修景を行う経費                (5) その他市長が特に認めるもの             </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">               歴史的建造物 3/10             </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">               90             </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">               非歴史的建造物 3/10             </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">               30             </td> </tr> </table>		(1) 前庭の処理 建造物の復元や後退による前庭空間を歩道と一体となる舗装、調度品等を設置する経費 (2) ファサードや工作物のデザイン経費 景観ブロックのファサードや日除け、看板等の工作物デザイン経費 (3) 蔵等紹介のプレートの設置 景観ブロックの各建造物の由来や特徴を示すプレートの設置の経費 (4) 自動販売機の修景 自動販売機を設置する場合、その修景を行う経費 (5) その他市長が特に認めるもの	歴史的建造物 3/10	90			非歴史的建造物 3/10	30		
(1) 前庭の処理 建造物の復元や後退による前庭空間を歩道と一体となる舗装、調度品等を設置する経費 (2) ファサードや工作物のデザイン経費 景観ブロックのファサードや日除け、看板等の工作物デザイン経費 (3) 蔵等紹介のプレートの設置 景観ブロックの各建造物の由来や特徴を示すプレートの設置の経費 (4) 自動販売機の修景 自動販売機を設置する場合、その修景を行う経費 (5) その他市長が特に認めるもの	歴史的建造物 3/10	90								
		非歴史的建造物 3/10	30							

別記様式第1号(第4条関係)

(平28告示134・全改)